

SmartVPN Connection個別規定

BBIX株式会社

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このSmartVPN Connection個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange利用規約に基づき、SmartVPN Connectionを提供します。SmartVPN Connectionのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト (<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定としてSmartVPN Connectionの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第2条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「SmartVPN Connection利用者」とは、SmartVPN Connection利用契約を締結した者をいいます。
2. 「更新」とは、所有するSmartVPN Connectionの帯域変更をいいます。
3. 「SmartVPN Connection SLA」とは、SmartVPN Connectionに求められる品質保証の水準と、その水準の未達時に当社がSmartVPN Connection利用者に対して行う返金などについて定めた合意のことをいいます。
4. 「SmartVPN Connection利用契約」とは、本個別規定に基づきSmartVPN Connection利用者と当社の間で成立するSmartVPN Connectionの利用に関する契約をいいます。

第2章 利用契約

第3条 (利用契約の条件)

SmartVPN Connection利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第4条 (利用契約の単位)

当社は、1つのリソースごとに1つのSmartVPN Connection利用契約を締結します。また、1つのリソースにつき4つのインタフェースを提供します。

第5条 (利用契約の成立)

1. SmartVPN Connection利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. SmartVPN Connection利用者はSmartVPN Connection利用契約の申込に際して、予め希望する利用帯域を当社に対して申告するものとします。
3. 当社は、前項および第6条2項でSmartVPN Connection利用者より申告された利用帯域を常に承諾することを保証しません。
4. SmartVPN Connection利用契約は、前3項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をSmartVPN Connection利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。

第6条 (更新)

1. 更新の申込は、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. SmartVPN Connection利用者は更新の申込に際して、予め希望する利用帯域を当社に対して申告するものとします。
3. 更新は、前2項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をSmartVPN Connection利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。

第3章 SmartVPN Connectionの提供

第7条 (SmartVPN Connectionの提供範囲)

1. 当社は、SmartVPN Connection利用者に対し、本個別規定の内容に従い、SmartVPN Connectionを提供するものとします。
2. SmartVPN ConnectionのSLAは、別紙に定める通りとします。

第8条 (利用帯域の制限)

1. 当社は、SmartVPN Connection利用者が申告した利用帯域を常に利用できることを保証しません。
2. 当社は、当社に起因する場合を除いて、いかなる理由によってもSmartVPN Connection利用者のトラフィックが利用帯域を超過または不足した事によってSmartVPN Connection利用者に発生する不利益等について責任を負わないものとします。
3. 当社は、SmartVPN Connectionの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちにSmartVPN Connection利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

第4章 利用料金

第9条 (利用料金及び利用料金の計算方法)

1. SmartVPN Connectionの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、SmartVPN Connection利用契約の申込を当社が承諾した日の翌日から起算して90日目またはSmartVPN Connectionの開通日のいずれか早い日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
4. 課金開始日までにSmartVPN Connection利用契約が第10条に定めるとおりに解約された場合、当該SmartVPN Connectionの利用料金は発生しないものとします。
5. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
6. 更新（帯域の増減）によるSmartVPN Connectionの利用料金に変更が生じる場合は更新の申込を承諾した日より変更後の利用料金が適用されるものとします。なお、課金変更日が属する月の課金計算は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
7. SmartVPN Connectionの利用料金の課金終了日は、SmartVPN Connection利用者から解約の申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
8. SmartVPN Connection利用契約がSmartVPN Connection利用者による解約以外の方法で終了した場合、SmartVPN Connectionの利用料金の課金終了日はSmartVPN Connection利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。

第5章 SmartVPN Connection利用契約の終了

第10条 (SmartVPN Connection利用者による解約)

1. SmartVPN Connection利用者がSmartVPN Connection利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込を行うものとします。
2. SmartVPN Connection利用契約は、前項に従って行われたSmartVPN Connection利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、その承諾をSmartVPN Connection利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に終了するものとします。
3. SmartVPN Connection利用契約の終了時に、利用の如何に関わらずすべてのインタフェースも削除されるものとします。

第11条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、SmartVPN Connection利用契約は自動的に終了します。

第12条 (利用契約終了後の取扱い)

SmartVPN Connection利用契約の終了時点で存在するSmartVPN Connection利用者の一切の債務については、SmartVPN Connection利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

別紙: SmartVPN Connection SLA (Service Level Agreement)

1. 定義・概略

当社はSmartVPN Connection利用者に対し、下記に定める通り、本サービスの稼働率・稼働時間等を保証するものとする。

尚、稼働率・稼働時間等の計測は、当社設備にて実施するものとする。

- 月間ネットワーク稼働率：月間のネットワーク稼働率で下記数式により算出

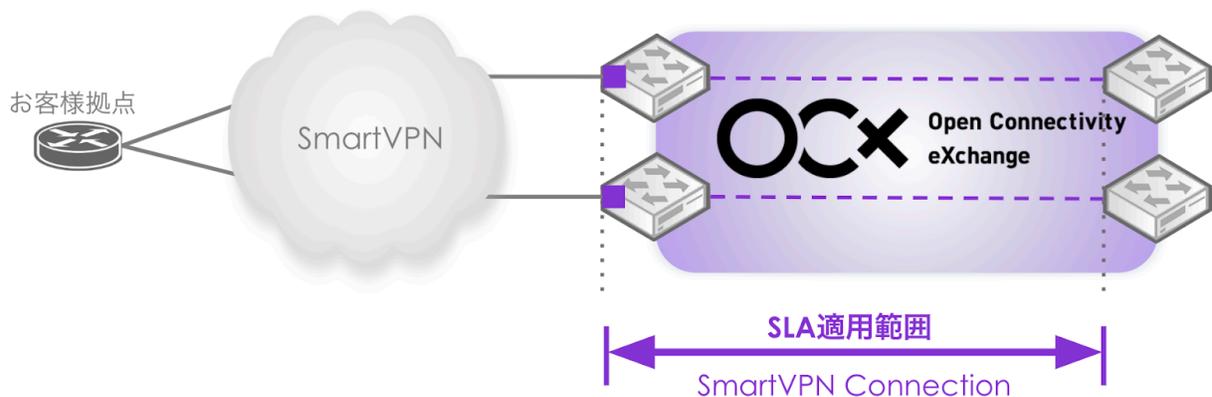
$$\text{月間ネットワーク稼働率(\%)} = \frac{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間} - \text{累計故障時間}}{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間}} \times 100\%$$

- 月総時間：月720時間（30日）
- 累計故障時間：月間の故障時間
- メンテナンス時間：月間のサービス断を伴うメンテナンス時間で
緊急メンテナンス時を含む
- 故障回復時間：故障発生時刻から故障回復時刻までの間
- 故障発生時刻：お客様から当社に故障申告した時刻
ただし、当社が故障申告と判断した場合
- 故障回復時刻：当社が故障回復を確認した時刻
- リソースメニュー：SmartVPN Connection

2. 適用範囲・対象構成

SLAの対象構成・適用範囲は下図の通りとする。本SLAでは、下図に記載のSmartVPN Connectionに関する適用範囲を定めるものとする。

尚、SLAの適用条件として、本サービスが冗長構成で利用されていることを必須とする。



3. サービスレベル

本サービスのSLA項目及びSLA値は下表の通り。

SLA項目	適用範囲	SLA値
月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.999%以上
故障回復時間	冗長構成	1時間以内

4. 返金

- 4.1 サービスレベルを満たせなかった場合、お客様の返金請求に基づき返金手続きを行う。
- 4.2 お客様は故障日から起算して30日以内に返金請求を行う。30日以内に返金請求がなかった場合は、お客様は返金請求を行うことができないものとする。
- 4.3 返金請求を受けた場合、調査を実施しお客様へ報告する。当社がSLA適用と認めた時は、SLA適用と認めた日の翌々月以降に返金する。
- 4.4 返金率は下表の通りとする。

SLA項目	適用範囲	返金率	
月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.999%以上	当該月額費用の0%
		99.99%以上、99.999%未満	当該月額費用の2%
		99.9%以上、99.99%未満	当該月額費用の5%
		99.0%以上、99.9%未満	当該月額費用の10%
		97.0%以上、99.0%未満	当該月額費用の25%
		97.0%未満	当該月額費用の50%
故障回復時間	冗長構成	1時間未満	当該月額費用の0%
		1時間以上 2時間未満	当該月額費用の10%
		2時間以上 4時間未満	当該月額費用の20%
		4時間以上 6時間未満	当該月額費用の30%
		6時間以上 8時間未満	当該月額費用の40%
		8時間以上 72時間未満	当該月額費用の50%
		72時間以上	当該月額費用の100%

(2024年 3月27日 制定実施)

(2024年 7月 5日 改定実施)